

新旧対照表

○北海道特定調達契約苦情検討委員会条例

新	旧
<p align="center"><u>北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 道が締結する特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約をいう。）及び道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）が締結する契約であつて同令第1条に規定する国際約束の適用を受けるもの（次条第1号において「特定調達契約等」という。）に関する苦情について検討を行うため、知事の附属機関として、<u>北海道特定調達契約等苦情検討委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>特定調達契約等</u>に関して申し立てられた苦情について検討を行うこと。</p> <p>(2) 前号の検討の結果に基づき、報告書又は提案書を作成すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、地方公共団体が行う入札及び契約に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>(委員の身分保障)</p> <p>第4条 委員は、次の各号のいずれかに該当する<u>場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</u></p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられたとき。</u></p> <p>(3) <u>委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。</u></p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、委員が互選する。</p> <p>3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。</p>	<p align="center"><u>北海道特定調達契約苦情検討委員会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 道が締結する特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約をいう。）<u>次条第1号において同じ。</u>に関する苦情について検討を行うため、知事の附属機関として、<u>北海道特定調達契約苦情検討委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>特定調達契約</u>に関して申し立てられた苦情について検討を行うこと。</p> <p>(2) 前号の検討の結果に基づき、報告書又は提案書を作成すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、地方公共団体が行う入札及び契約に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、委員が互選する。</p> <p>3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。</p>

新	旧
2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。	2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。	3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(秘密保持義務)	(秘密保持義務)
<u>第7条</u> 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (委員長への委任)	<u>第6条</u> 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (委員長への委任)
<u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。	<u>第7条</u> この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。